

福井県農業協同組合

（令和5年10月1日現在適用中）

商品名	J A 教育ローン（ニコス保証型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○地区内に在住または在勤の方。○お借入時の年齢が満 18 歳以上 65 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 72 歳未満の方。○継続して安定した収入のある方。○教育施設（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。ただし、外国の教育施設の場合は、J A から振込可能な場合に限定した取扱いとします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金（借入申込日から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）とします。○申込日から 1 年以内にお支払い予定の資金。○現在、他金融機関・信販会社等からお借入中の教育ローンや奨学金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができますものとしてします。 <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none">①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。②アパートの家賃等。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内（在学期間を含む）とします。なお、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟またはご本人の卒業予定年月の末日の 6 か月後までの範囲内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○当 J A 所定の利率となります。○お借入利率には、年 1.0%または 1.5%の保証料を含みます。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。

なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。

団体信用生命共済（保険）名	加算利率
団体信用生命共済（特約なし）	年0.20%
長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年0.30%
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%
団体信用生命共済（連生）	年0.35%
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.40%
がん保障特約付団体信用生命共済	年0.25%
がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.45%
団体信用生命共済（ワイド）	年0.60%

9 大疾病補償保険

○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。
年0.30%

手数料

○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。
①全額繰上返済の場合…5,500円
②一部繰上返済の場合…5,500円
○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店、出張所または金融部融資課（電話：0776-50-7621）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部融資課部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。
福井弁護士会（電話：0776-23-5255）
京都弁護士会（電話：075-231-2378）
愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）

その他

○ご融資対象子弟またはご本人が高校から短大もしくは大学等に進学される場合（高専卒業後大学への編入学の場合も含む）または高校、短大もしくは大学内で進級する場合には、乗換融資をご利用いただけます。乗換融資とは、当JAで進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資している場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行い、既貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。

○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿

- いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 印紙税が別途必要となります。
 - 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
 - 連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。